

# ハタケティブ協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ハタケティブ協会とする。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を東京都千代田区に主たる事務所を置く。

(目的)

第3条 この団体は、農業ビジネス創出と普及に関する事業を行い、日本の農業発展、及び、都市部の農業推進に寄与する活動し、農業を生活基盤に取り込む新しいライフスタイルの提言、農業振興による環境景観・田園風景の保全を目的とする。また、CSR広告事業を行い、企業のCSR活動促進に寄与し、開かれた社会の実現を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業振興を目的とした、セミナー・イベント・交流会・飲食店の企画運営事業
- (2) 農業関連資格制度の企画・開発事業
- (3) ホームページ、メールマガジン、会報、出版、セミナー等による農業普及啓発事業
- (4) CSR広告制作事業
- (5) 目的を同じくする他団体等との情報交換や他団体と連携した協働事業
- (6) 社会貢献活動推進のための普及啓発事業
- (7) 上記各号に付帯する一切の事業

## 第2章 会員

(種別)

## ハタケティブ協会 定款

第6条 この団体の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し、設立時に入会した個人
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛同し、賛助するために入会した個人・団体
- (3) サポーター会員 この団体の目的に賛同し、入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- (2) 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面（電子書物を含む）をもって、本人にその旨を 通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を半年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することかできる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会または理事会の議決により、これを除名することかできる。

また、各号の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

# ハタケティブ協会 定款

## 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上 10名以内
- (2) 理事のうち、1人を代表理事、1人を副理事長、1人を事務局長とする。また、代表理事以外は兼任を可とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会の推挙する者の中から総会において選任する。

- (1) 代表理事及び副理事長は、理事の互選とする。
- (2) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 役員職務は以下のものとする。

- (1) 代表理事は、この団体を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- (4) 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - ・理事の業務執行の状況を監査すること。
  - ・この団体の財産の状況を監査すること。
  - ・前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する、重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - ・前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - ・理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- (2) 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## ハタケティブ協会 定款

### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。また、各号の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (報酬等)

第19条 役員（代表理事は除く）は、無報酬とする。

- (1) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- (2) 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 会議

### (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 資産管理の方法
- (6) 解散における残余財産の帰属先
- (7) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

## ハタケティブ協会 定款

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了の日から3ヶ月以内に総会を開催する。また、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第3号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第3項の場合を除いて、代表理事が招集する。

- (1) 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を、招集しなければならない。
- (2) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はインターネット経由により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、インターネット経由による会議出席の場合は、その限りではない。

### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- (1) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはインターネット経由により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) 前項の規定により表決した正会員は、前2条適用については、総会に出席したもののみなす。
- (3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成すべきである。なお、議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、署名しなければならないが、円滑化のため、省略することもできる。

- (1) 日時及び場所

## ハタケティブ協会 定款

(2) 正会員総数出及び出席者数(書面若しくはインターネット経由による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の過半数から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

(1) 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はインターネット経由により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が他の理事を指名し、委任することができる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。また理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

## ハタケティブ協会 定款

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

(1) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することかできる。また、インターネット会議（テレビ電話会）による会議も有効とし、審議及び表決することかできる。この場合、その時の口を議事録に添付することとする。

(2) 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(3) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることかできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成すべきである。なお、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人か記名押印又は署名しなければならないが、業務円滑化のため、省略することも可能である。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者・インターネット会議参加者は、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この団体の資産は、活動すべてにに係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

# ハタケティブ協会 定款

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第41条 この団体の会計は、厳密な精査の中、行わなければならない。

### (会計区分)

第42条 この団体の会計は、活動すべてに係る事業会計とする。

### (事業年度)

第43条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準し収入支出することができ。また、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この団体の活動に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監総会の議決を経なければならない。また、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

## ハタケティブ協会 定款

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この団体が定款を変更しようとするときは、理事すべての承諾を得るものとする。

(解散)

第51条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 合併

・前項の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この団体が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経るものとする。

### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この団体の公告は、この団体のWebサイトに掲示することとする。

### 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この団体に、この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。また、事務局には、必要な職員を置く(非常勤も可能)。

## ハタケティブ協会 定款

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 第10章 情報公開及び個人情報の保護

第58条 この団体は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的にインターネット上（Webサイト、Twitter、facebook等）で公開するものとする。

第59条 この団体は、「個人情報の保護に関する法律」及び、「個人情報の保護に関する法律について経済産業分野を対象とするガイドライン」に準拠して、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

### 第11章 雑 則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

(1) この定款は、この団体の設立の日から施行する。

(2) この団体の役員は、次のとおりとする。

代表理事 安藤 光展

副理事長 鈴木 拓

(3) この団体の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、この団体成立の日から当年度3月31日までとする。

(4) この団体の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この団体成立の日から当年度3月31日までとする。

(5) この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(6) この団体の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ・賛助会員(団体) 入会金 0円 年会費 30,000円
- ・賛助会員(個人) 入会金 0円 年会費 10,000円
- ・サポーター会員(個人) 入会金 0円 年会費 0円

2011年4月1日改定